

秋田県立大館鳳鳴高等学校鳳鳴会会則

(大正4年8月6日制定)

(昭和23年10月9日改正)

(平成3年7月3日改正)

(平成15年5月10日改正)

(平成22年5月10日改正)

(平成26年5月10日改正)

第1章 総則

第1条 本会は、秋田県立大館鳳鳴高等学校鳳鳴会（略称鳳鳴会）と称する。

第2条 本会は、一般会員と特別会員とをもって組織する。

2. 一般会員は、次の者により構成される。

- (1) 県立大館中学校卒業生。
- (2) 県立大館鳳鳴高等学校卒業生。
- (3) 前各号の在学者の中で入会金を納めた者。

3. 特別会員は、次の者により構成される。

- (1) 前号の学校の旧職員及び現職員。
- (2) その他本会の主旨に賛同して入会した者。

第3条 本会は、事務局を秋田県立大館鳳鳴高等学校鳳鳴記念館内に置く。

第4条 本会は、理事会の承認を得て地区鳳鳴会を設けることができる。

2. 地区鳳鳴会は、別に規約を定めることができる。ただし、地区鳳鳴会の役員、会員名簿及び規約は本会に通知するものとする。

第2章 目的及び事業

第5条 本会は、地区鳳鳴会ならび会員相互の連絡と親睦を図り、あわせて母校の発展につくすことを目的とする。

第6条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員名簿作成に関する事業。
- (2) 会報発行に関する事業。
- (3) 会員の慶弔に関する事業。(慶弔に関する規定は別に定める。)
- (4) 創立周年特別記念事業。
- (5) その他必要と認める事業。

第3章 役員および事務局員

第7条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長6名(内1名は校長)理事若干名、常任理事若干名、
会計監査3名。

第8条 前条の役員のうち、会長、副会長、会計監査は総会において選出する。

2. 理事は、各期ならびに各地区ごとの推薦に基づいて1名、学校推薦の理事
若干名を会長が委嘱することができる。ただし、会長が必要と認めたときは別に
委嘱することができる。

3. 常任理事は、理事の中から会長が委嘱し、理事を兼ねる。

4. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括し、かつ会議の議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3. 常任理事は、会務を分担し、業務を執行する。

4. 理事は、他の役員とともに理事会を構成し、連絡調整に当たる。

5. 会計監査は、本会の庶務会計状況を監査するものとする。

第10条 本会に事務局をおく。事務局長、事務局次長、事務局員および会計は会長が委嘱
する。

第4章 名誉会員および顧問

第11条 本会には名誉会員および顧問を置くことができる。名誉会員、顧問は本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。名誉会員はは会員外より、顧問は会員中より会長の推薦により総会の同意を得て推戴する。

第5章 会 議

第12条 本会の総会は、定時総会と臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎年1回会計年度の初めに会長が召集する。

臨時総会は、会長が必要と認めた場合は開く事ができる。

第13条 総会は、本会の最高議決機関であって、次の事項を議決するものとする。

- (1) 会則の改正。
- (2) 予算、決算の承認。
- (3) 入会金ならびに会費の徴収。
- (4) 役員を選任。
- (5) 本会の諸規程に定めた議決事項。
- (6) その他、会長が必要と認めた重要事項。

2. 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。可否同数であるときは議長の決するところによる。

第14条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、総会に次ぐ議決機関であって、会長が緊急議決を必要と認めた場合には、前条第(6)号の規定にかかわらず議決し得るものとする。ただし、議決事項は次期総会の承認を得なければならない。

第15条 本会は別に定めるところにより、企画、財政、広報、ホームページ、および総務を担当する委員会を常置する。

第6章 資産および会計

第16条 本会の資産は、次の各号からなる。

- (1) 会費
- (2) 入会金
- (3) 寄付金およびその他の収入

第17条 本会の会員は、毎年会費を納入し、入会者は入会に際して入会金を納めるものとする。会費および入会金に関する規程は別に定める。

第18条 本会は別に定めるところにより、基金を設ける。

第19条 第16条の資産のうち、経常経費を差し引いた相当額を、秋田県立大館鳳鳴高等学校振興会に寄付することができるものとする。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の改正

第21条 会則の改正は、出席会員の3分の2以上の賛成を得なければ改正できない。

附 則 この会則は、平成26年5月10日から施行する。